

## 新温泉町事業者賃上げ応援奨励金 Q&A

【給付対象者関係】	
Q1	対象となる事業者の範囲を教えてください。
Q2	本店が町外にあり、営業所や工場が町内にある中小企業は対象者となりますか。
Q3	創業間もない法人（個人事業主）は対象者となりますか。
【給付対象の従業員関係】	
Q4	給付対象となる従業員の要件を教えてください。
Q5	奨励金を受け取れる上限人数はありますか。
Q6	外国人労働者（特定技能や技能実習生など）も対象ですか。
Q7	国民健康保険法に定められた医療保険（建設国保など）の加入者は対象となりますか。
Q8	申請時点において、すでに退職している者は対象となりますか。
【対象賃金関係】	
Q9	比較する基本給等の考え方を教えてください。
Q10	定額の手当（役職手当など）は、賃上げの対象となりますか。
Q11	基本給には定期昇給も含まれますか。
Q12	正規従業員は支払方法が時間給や日給であっても対象ですか。
Q13	繁忙期や平常時などで異なる時給を設定している場合、対象となりますか。
Q14	従業員が複数店舗に勤務している場合、一つの店舗における賃上げを行うだけで対象となりますか。
Q15	「非正規従業員」から「正規従業員」への転換で、賃上げ率を満たした場合対象となりますか。
【申請方法関係】	
Q16	申請方法を教えてください。
Q17	労働条件通知書（又は雇用契約書）及び賃金台帳では具体的に何を確認しますか。
Q18	添付資料のうち、賃金台帳の写しは必ず必要ですか。
Q19	雇用保険加入証明書とはどのような資料が必要ですか。
Q20	法人の完納証明書は、どこで発行できますか。
Q21	提出する書類には押印が必要ですか。
Q22	申請事業者の名称と雇用契約書に記載の事業者の名称が異なっても問題ないですか。
Q23	従業員の氏名変更に伴い、賃上げ率算定表（様式第2号）と雇用契約書（労働条件通知書）の氏名が異なっても問題ないですか。
Q24	奨励金を給付後、賃金を引き下げることとなった場合、返還等の義務が発生しますか。
Q25	対象期間内に複数回の賃上げを行うことで賃上げ率を満たした場合は対象となりますか。
Q26	本社・本店は町外にあり、支店や工場が町内にある場合、申請は本店又は支店のどちらですべきでしょうか。

## 【給付対象者関係】

Q1.対象となる事業者の範囲を教えてください。

---

A1.次のいずれかに該当する事業者が対象です。

- 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第6号の公益法人等又は同条第7号の協同組合等
- 医療法（昭和23年法律第205号）第42条の2第1項に規定する社会医療法人以外の医療法人
- 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の4に規定する農事組合法人（法人税法第2条第7号の協同組合等に該当するものを除く。）

<想定される主な給付対象者>

株式会社、有限会社、個人事業主、一般社団法人（非営利型法人）、医療法人、学校法人、社会福祉法人、公益法人、農業法人、漁業協同組合

- 法人格のない任意団体のうち、人件費を支払い、収益事業を営み、法人税や消費税を支払っている団体は法人とみなし、奨励金給付の対象になります

※法人格のない任意団体とは、同窓会、互助会、町内会、ボランティア団体など非営利目的で活動する団体を指します。

なお、上記事業者に該当する場合であっても、対象要件を満たさなかったり、対象外要件に該当する場合は、対象外となります。詳しくは町HPにてご確認ください。

Q2.本店が町外にあり、支店や工場が町内にある中小企業は対象者となりますか。

---

A2.対象となります。

Q3.創業間もない法人（個人事業主）は対象者となりますか。

---

A3.創業後に支給している基本給から、対象期間内に更に賃金を引き上げた実績があれば対象となります。

**【給付対象の従業員関係】**

Q4.給付対象となる従業員の要件を教えてください。

A4.対象となる法人や個人事業主に雇用されている町内在住の「正規従業員（正規雇用労働者）」及び「非正規従業員（正規雇用労働者以外の労働者）」で下記賃上げ対象期間に定められた率以上に賃上げを実施した従業員。

◆正規従業員

雇用期間の定めがない労働契約により雇用された従業員で雇用保険、厚生年金保険に加入している常時使用する者。

◆非正規従業員

正規従業員以外の者で、週 20 時間以上の勤務者であり雇用保険に加入している者。

※対象外となる者

- ① 役員・個人事業主本人は対象外です。
- ② 賃金台帳にて賃上げ前後の給与支払実績（賃上げ前後の賃金台帳を用意できるか）を確認するため、現在産休中、育休中で給与支払い実績がない場合は対象外です。

<賃上げ対象期間>

事業年度の前年度の地域別最低賃金額改定の目安についての答申の公表日から前年度の3月31日までの間

例：令和8年度に申請する場合、令和7年8月4日から令和8年3月31日までの間

<賃上げ率>

区分	正規従業員	非正規従業員
対象賃金	基本給	時給、日給、週給、月給、年俸
賃上げ率※注	2.5%以上	5%以上

※注 賃上げ率は小数点第2位以下を切り捨てした数値で審査

例：正規従業員の場合

2.51%は賃上げ率2.5%で給付対象

2.49%は賃上げ率2.4%で給付対象外

非正規従業員の場合

5.01%は賃上げ率5.0%で給付対象

4.99%は賃上げ率4.9%で給付対象外

Q5.奨励金を受け取れる上限人数はありますか。

A5.奨励金を受け取れる上限人数と金額は下表の通りです。なお、対象従業員数に役員・個人事業主本人は含みません。

対象従業員数	交付上限	
	人数	金額
10人未満	5人	125,000円
10人以上30人未満	15人	375,000円
30人以上50人未満	25人	625,000円
50人以上	35人	875,000円

Q6.外国人労働者（特定技能や技能実習生など）も対象ですか。

A6.対象です。要件に該当すれば、国籍は問いません。

Q7.国民健康保険法に定められた医療保険（建設国保など）の加入者は対象となりますか。

A7.対象です。

Q8.申請時点において、すでに退職している者は対象となりますか。

A8.対象外です。

#### 【対象賃金】

Q9.比較する基本給等の考え方を教えてください。

A9.実際に支払われる賃金から下記手当等を除いたものとなります。

- ・ 出産祝い金など、臨時的に支払われるもの
- ・ 賞与など、1ヶ月を超える期間ごとに支払われる手当
- ・ 所定外給与（時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜勤務手当など）
- ・ 通勤手当、扶養手当など

Q10.定額の手当（役職手当など）は、賃上げの対象となりますか。

A10.対象外です。基本給のみの賃上げが要件です。

Q11.基本給には定期昇給も含まれますか。

A11.定期昇給も含みます。

Q12.正規従業員は支払方法が時間給や日給であっても対象ですか。

A12.対象です。給与の支払い方法で区別はしません。

Q13.繁忙期や平常時などで異なる時給を設定している場合、対象となりますか。

(例) 平常時：1,150円 繁忙期(GW、お盆、年末年始など)：1,250円

A13.本事業の給付要件として、非正規従業員(時給)の場合、5.0%以上の賃上げを実施することを要件としています。この場合、対象従業員の最も低い時給(基本的な賃金)が比較対象です。また、時間帯や曜日によって時給が異なる場合についても、低い額が対象となります。

Q14.従業員が複数店舗に勤務している場合、一つの店舗における賃上げを行うだけで対象となりますか。

A14.対象となりません。それぞれの店舗での賃上げが要件です。

Q15.「非正規従業員」から「正規従業員」への転換で、賃上げ率を満たした場合対象となりますか。

A15.対象となりません。従業員の雇用形態が変更されるものであり、賃上げではないため対象外となります。

国の「キャリアアップ助成金(正社員化コース)」をご活用ください。

#### 【申請方法】

Q16.申請方法を教えてください。

A16.「新温泉町事業者賃上げ応援奨励金給付申請書(様式第1号)」に必要事項を記載し、添付書類を準備していただき、新温泉町役場商工観光課の窓口まで提出してください。

申請書などは町のHP又は窓口より取得することができます。

Q17.労働条件通知書（又は雇用契約書）及び賃金台帳では具体的に何を確認しますか。

A17.労働条件通知書又は雇用契約書では、申請のあった法人（個人事業主）に雇用されている事実、基本給単価、社会保険への加入状況等を確認します。

賃金台帳では、賃上げ前後の基本給や雇用保険料等の控除を確認します。

※雇用契約書又は労働条件通知書で賃上げ前後の基本給等が分かる場合であっても、賃金台帳の提出は必要です。

Q18.添付資料のうち、賃金台帳の写しは必ず必要ですか。

A18.賃金台帳は、法律によって作成と保存が義務付けられているものとされていますので、賃金台帳の写しを提出してください。

Q19.雇用保険加入証明書とはどのような資料が必要ですか。

A19.ハローワーク（公共職業安定所）で発行される「雇用保険被保険者証（写）」又は「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写）」を提出してください。

※「事業所別被保険者台帳」は対象外となります。

Q20.法人の完納証明書は、どこで発行できますか。

A20.新温泉町 税務課または新温泉町温泉総合支所 地域振興課で発行が可能です。

※申請者が法人の場合、代表者ではなく法人の完納証明書を提出してください。

完納証明書に記載の住所と「新温泉町事業者賃上げ応援奨励金交付申請書（様式第1号）」の住所に相違がないようお願いします。

Q21.提出する書類には押印が必要ですか。

A21.雇用契約書は、法人側と従業員側の、双方の署名または記名押印のある原本の写しを添付してください。

労働条件通知書、賃金台帳は押印がなくても構いませんが、原本の写しを添付してください。

Q22.申請事業者の名称と雇用契約書に記載の事業者の名称が異なっても問題ないですか。

（例）

●雇用契約書の社名が、旧社名のままで、更新できていない。

●雇用契約書には、勤務場所である支店名が記載されているが、申請は本店がまとめて申請するため、名称が異なっている。

A22.申請を妨げるものではありませんが、社名変更等や本店、支店の確認のため、証拠書類として履歴事項全部証明書などの追加資料を提出いただくことになります。

Q23.従業員の氏名変更に伴い、賃上げ率算定表（様式第2号）と雇用契約書（労働条件通知書）の氏名が異なっても問題ないですか。

A23.申請を妨げるものではありませんが、現在の氏名が確認できる資料の提出をお願いします。

Q24.奨励金を給付後、賃金を引き下げることとなった場合、返還等の義務が発生しますか。

A24.虚偽やその他不正な申請により奨励金の給付を受けた時などが確認され、本町が不適切と認めた時は、当該奨励金に係る給付の決定を取り消し、既に給付した奨励金の返還を命じることがあります。

また、状況によっては、給付事業者の事業者名、申請内容等の情報を公表することがあります。

Q25.対象期間内に複数回の賃上げを行うことで賃上げ率を満たした場合は対象となりますか。

A25.対象となります。ただし、複数回の賃上げを行った根拠資料（賃金台帳等の写し）が必要です。

Q26.本社・本店は町外にあり、支店や工場が町内にある場合、申請は本店又は支店のどちらですべきでしょうか。

A26.申請は町内にある支店又は工場で行ってください。